

## 議案提出について

議案「喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年6月25日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

提 出 者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

稲 端 明 浩  
荒 木 博 文  
中 川 俊 一  
小 間 井 大 祐  
前 田 誠 一  
広 野 美 代  
熊 沢 盛 夫  
下 本 盛 伸  
野 久 保 正 人  
久 保 正 洋 子

---

### 議会議案第1号

#### 喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議

喜成清恵議員が令和5年3月21日未明に酒気帯び運転容疑で摘発された事件を受けて、本市議会は、令和5年度6月定例会月議会以降、4回全ての定例会月議会において喜成清恵議員の議員辞職勧告決議を全会一致で可決した。それにもかかわらず、喜成清恵議員は決議を尊重せず、議員を辞職しない行為は、到底市民から理解を得られるものではない。

本年2月に開催された本市議会と市民との意見交換会では、自己紹介時に自身の刑事事件について触れていたが、参加した市民に謝罪と反省の弁を述べられる機会であったにもかかわらず、事実を述べるにとどまり、自身の行いを自覚し本当に反省しているのか、甚だ疑問である。

金沢市議会基本条例では、議員は、「高い倫理観と品位を保持し、議員として誠実かつ公正に職務を遂行する」とこととされているが、これは、議会における諸活動だけでなく、私生活においても当然遵守されるべきものであり、議員に対しては、高い倫理観と自律性の下に行動することが求められている。しかしながら、喜成清恵議員の一連の行動は、議会基本条例に規定する姿とは程遠く、在職中に刑事処分を受けたことは本市議会の名誉を著しく汚すとともに、市民の信頼を大きく損ねることとなっており、公人である市議会議員の立場からすると著しく不適切なものである。

よって、本市議会の名誉と市民からの信頼が回復されることを願い、五たび喜成清恵議員の一連の行動について反省を強く求め、速やかに自ら金沢市議会議員の職を辞するよう勧告するものである。

ここに、決議する。

## 議案提出について

議案「共同親権を導入する改定民法の根本的な見直しを求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年6月25日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者  
金沢市議会議員 山下明希  
                  "          広田美代  
                  "          森尾嘉昭

---

### 議会議案第2号

#### 共同親権を導入する改定民法の根本的な見直しを求める意見書

本年5月、離婚後も父母双方が子どもの親権者となる共同親権の導入を柱とする改定民法が成立したが、改定に当たっては、DV被害者やその支援者、弁護士、医療従事者などから懸念の声が出ている。

今回の改定民法の最大の問題は、離婚する父母が合意していなくても裁判所が離婚後の共同親権を定め得る点にある。DVや虐待のおそれがあると家庭裁判所が判断した場合は単独親権にできるが、それを立証するのは容易ではなく、家庭裁判所の体制も十分とは言えないため、子どもの意思を確認する体制が不十分になってしまうことなどが懸念される。

親権とは子どもの利益のために監護・教育を行ったり、子の財産を管理したりする権限・義務であると言われており、単なる親の権利ではない。また、親権者は居所、教育、医療、財産などの重要事項を子どもの利益に沿って決めることになるが、共同親権となった場合は単独で決められず、協議が必要になる。父母間に真の合意がないまま共同親権になった場合、重要なことが速やかに決められないこと、両親の争いが長期化し子どもにストレスを与えること、DV被害者が加害者から逃げられないこと、別居している親の干渉・支配が続くことなど、子どもの福祉や権利を害するおそれもある。

こうした点を踏まえ、父母の合意のない共同親権は認めないよう条文を改めることや、子どもを主体とした親権の再定義、裁判官・調査官の大幅な増員など家庭裁判所の体制強化が不可欠である。

よって、国におかれては、国会での審議において明らかになった点を踏まえ、2年後の施行までに根本的な見直しを行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 議案提出について

議案「破損した太陽光パネルの危険性の周知を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年6月25日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者				
金沢市議会議員	高	務	淳	弘
〃	大	西	克	利
〃	熊	野	盛	夫
〃	玉	野		道

### 議会議案第3号

#### 破損した太陽光パネルの危険性の周知を求める意見書

2012年、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法——通称FIT法に基づく固定価格買取制度が創設されて以降、太陽光発電事業者が設置する太陽光発電施設が急増し、空き地、農地、傾斜地、住宅、小中学校の屋上にまで太陽光パネルが設置されるようになったが、太陽光発電設備が破損する事故も増えてきている。

太陽光パネルは、破損や浸水した場合でも、日光が当たれば発電を行う可能性があるため、感電や火災発生のおそれがある。また、火災時の消火については通常より距離を保つなど感電に気をつけなければならない。

令和6年1月1日の能登半島地震においては、太陽光発電施設や設備が広範囲にわたり多数破損した。石川県穴水町では、斜面に数百平方メートルにわたり敷き詰められていた太陽光パネルが崩落し町道を塞いだ。珠洲市では、スーパーの屋根に設置されていた太陽光パネルが建物ごと倒壊し、長期にわたりそのまま残されたが、スーパーの経営者は発火のおそれがあることを知らなかった。

経産省や環境省等が製造業者や事業者向けにガイドライン等を作成しているが、破損した太陽光パネルの危険性が国民に十分に周知されているとは言い難い。住民に身近な地方自治体のホームページを見ても、周知しているところは少ない。

水害や地震の多い我が国においては、太陽光パネルの安全対策について、より一層国民に周知すべきであり、このことが国民の生命を守ることにつながる。

よって、国におかれては、破損した太陽光パネルについて、感電や火災の危険性と、適切な処理方法などの対応に関して、国民に十分に周知する取組を行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 議案提出について

議案「香害による健康被害の実態調査と実効性のある施策の推進を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年6月25日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者				
金沢市議会議員	高	務	淳	弘
〃	大	西	克	利
〃	熊	野	盛	夫
〃	玉	野		道

### 議会議案第4号

香害による健康被害の実態調査と実効性のある施策の推進を求める意見書

近年、家庭で使用する合成洗剤や柔軟剤、消臭剤等に含まれる揮発性有機化合物によって化学物質過敏症を発症し、頭痛や目まい、胃腸の不調、呼吸障害等の症状により通勤・通学や買物といった日常生活が困難になるなど、深刻な影響を訴える人が増えている。

「香害」の言葉で表現される新たな環境汚染として、2021年8月には消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省が5省庁連名で香害に関するポスターを作成するなど、少しずつ取組は進んでいるが、まだまだ解決には至っていない。2022年8月には香害をなくす議員の会が発足し、2024年1月には香害をなくす議員の会、香害をなくす連絡会、カナリア・ネットワーク全国の3団体連名で、業界団体や企業に対し、香料入りのマイクロカプセルを配合して香りを長続きさせる製法の見直しを求める8,889名の署名が提出された。

この問題の根幹は、揮発性有機化合物を含んだ合成洗剤等が香りや抗菌という付加価値のある日用品として大量に消費されているが、その成分が与える健康被害の実態解明や原因究明が進んでいない点にある。商品の使用が自他の健康被害につながることに付いて、消費者が企業に対し商品の安全性の調査を求めるのは当然であるが、企業側の問題意識が希薄なため、国による抜本的な対策が必要である。

よって、国におかれては、香害に対して実効性のある施策と安全性の確保に資する施策の推進のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 香害による健康被害の実態調査を行い、企業と健康被害を訴える人の双方と共に健康被害の解明に取り組むこと。
- 2 合成洗剤や柔軟剤、消臭剤、除菌剤、安定化剤等を「家庭用品品質表示法」の指定品目とし、香料の成分表示を義務づけること。
- 3 香料・化学物質過敏症についての周知・啓発を強化するとともに、各都道府県に香害に関する相談窓口を設置し、また、診療基準を満たした施設の配備と診療可能な医師の育成に取り組むこと。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 議案提出について

議案「災害からの復旧・復興に係る支援の拡充を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年6月25日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者	野	本	正	人
金沢市議会議員	森	端	一	敏
〃	稲	木	明	浩
〃	荒	川	博	文
〃	中	小	俊	一
〃	間	間	大	祐
〃	井	井	誠	一
〃		田	美	代
〃		野	盛	夫
〃		沢	盛	伸
〃		下	広	慨
〃		栗	洋	子
〃		久		
〃		保		

### 議会議案第5号

#### 災害からの復旧・復興に係る支援の拡充を求める意見書

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、260名の貴い命が失われたほか、1,200名以上が負傷し、8万棟を超える住宅被害が生じるなど、未曾有の大災害となった。

国では非常災害現地対策本部の設置、関係省庁からの多くの職員の派遣、被災者の生活と生業支援のためのパッケージの策定などの対応に当たったほか、石川県では石川県創造的復興プラン（仮称）の策定に向け、3月に骨子案を取りまとめ、本格的に動き出したところである。

しかしながら、今回の震災では、広範囲で発生した液状化現象に起因する地面の隆起、山間地や崖地の土砂崩れなどにより、多くの建物や道路、上下水道などの公共インフラをはじめとして、過去に類を見ない甚大な被害が発生しており、その復旧はいまだ途上にある。

また、能登被災地において、応急仮設住宅の建設が進み、被災者が順次入居しているところではあるが、今なお厳しい環境の中で避難生活を続けている避難者や、住み慣れた地元を離れ避難生活を続けている避難者の心のケアや、避難生活への支援は重要な課題である。

よって、国におかれては、被災者の実態を踏まえ、これまでの復旧・復興の枠にとらわれないさらなる支援の拡充のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 生活に欠かせない上下水道などの公共インフラについて、災害後の早期復旧が実現できるよう、被災自治体への支援体制を構築すること。
- 2 生活必需品とも言える洗濯機、冷蔵庫、テレビ等の家電製品についても、被災者が安心して暮らせるよう、災害救助法の給与の対象とすること。
- 3 被災者の孤立を防ぐという観点から、福祉サービスや食事、入浴といった住民の日常生活を支える様々な機能を有し、人が集うことができる地域コミュニティ拠点を応急仮設住宅等に整備し、運営することについて、災害救助法に基づく救助の種類として拡充すること。  
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 議案提出について

議案「教育環境の改善及び教職の重要性を踏まえた教員の処遇改善を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年6月25日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者	野	本	正	人
金沢市議会議員	森	端	一	敏
〃	稲	木	明	浩
〃	荒	川	博	文
〃	中	井	俊	一
〃	小	間	大	祐
〃	前		誠	一
〃	広	田	美	代
〃	熊	野	盛	夫
〃	下	沢	広	伸
〃	栗	森	洋	慨
〃	久	保		子

### 議会議案第6号

教育環境の改善及び教職の重要性を踏まえた教員の処遇改善を求める意見書

将来の予測が困難な時代において、持続可能な社会の創り手の育成を実現させるためには、令和の日本型学校教育の実現が不可欠である。とりわけ、教員は我が国の未来を切り開く人材を育成するという極めて重要な職務を担っており、専門的な知識や技能等が求められる高度専門職である。

質の高い教員を確保するためにも、教員が専門性を最大限に発揮して子どもたちへの教育を行うことができる職務や業務遂行の在り方が求められている。

来年度をもって小学校における学級編制標準が全て35人学級に引き下げられる。また先般、小学校高学年の教科担任制の1年前倒しでの実施や全ての小中学校への教員業務支援員の配置等が図られたことは評価するものの、中学校・高等学校における少人数学級化、さらなる指導・運営体制の充実や処遇改善を進めていくことも不可欠である。

よって、国におかれては、これらの教員を取り巻く環境整備について、中央教育審議会の特別部会等での審議を踏まえ、十分な財政措置を講ずるとともに、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 中学校・高等学校における35人への学級編制標準の引下げを図ること。
- 2 教育の質の向上や勤務環境の改善に向け、小学校教科担任制の拡充や中学校における不登校生徒支援のための生徒指導担当教員の配置拡充をはじめ、教職員定数の改善や支援スタッフの配置充実等を図ること。
- 3 優れた人材を確保するため、人材確保法に基づく給与改善当時の教員の優遇分を超える処遇の確保に向けて、本年度中に現行の給特法を見直し、教員の処遇の抜本的な改善を図ること。
- 4 不登校やいじめ対策、特別支援教育などの学校全体の取組や、きめ細かな学校経営などを推進するため、必要な財政措置を図ること。  
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 議案提出について

議案「福祉事業に従事する人材の確保・育成に係る緊急対策を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年6月25日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者				
金沢市議会議員	広	田	美	代
〃	熊	野	盛	夫
〃	栗	森	一	慨
〃	森			敏

### 議会議案第7号

#### 福祉事業に従事する人材の確保・育成に係る緊急対策を求める意見書

日本の社会保障制度の根幹を成す高齢者福祉、障害者福祉及び児童福祉の3分野の事業においては、昨今慢性的な人材不足に陥り、全国の事業所で人材の確保や育成が共通の課題となっている。

具体的には、医療や福祉分野で確保競争の対象となる看護師、高齢者施設で働く介護士、保育施設で働く保育士・幼稚園教諭、放課後児童クラブで働く放課後児童支援員など、現場で働く有資格者が不足している。

人口減少・少子高齢化の進展等により、福祉サービスに対する需要が増大・多様化しているほか、介護保険制度や障害者自立支援法の施行により、福祉事業に従事する人材の確保と育成は急務となっている。

よって、国におかれては、福祉事業の慢性的な人材不足に対する緊急対策として、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 福祉サービスの向上や勤務環境の改善に向け、配置基準の見直しや財政的な支援の拡充を図ること。
- 2 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針に基づく取組について、より一層の強化と加速化を図ること。
- 3 人材の確保・育成に係る支援のための調査、研究、対策等に係る必要な予算措置を講じること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 議案提出について

議案「生活保護世帯に対するエアコン設置の拡充を求める意見書」を次のとおり  
会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年6月25日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者				
金沢市議会議員	広熊	田野	美盛	代夫
〃	栗森	森	一	慨敏
〃				

### 議会議案第8号

#### 生活保護世帯に対するエアコン設置の拡充を求める意見書

異常気象と言われる状況の中、命の危険を伴う記録的猛暑が毎年のように続き、  
多くの人々が熱中症により救急搬送されている。

熱中症の予防のためにエアコンの適切な使用が呼びかけられている一方で、特  
に低所得者をはじめとした人たちが経済的理由で自宅にエアコンを設置するこ  
とができない状況に置かれている。

また、2018年からは、生活保護世帯に対してエアコンの購入費用が支給される  
こととなったが、支給される条件が保護の開始時にエアコン未設置の場合や転居  
の場合で新旧住居の設備の相違により、新たにエアコン等を補填しなければなら  
ないもの等とされており、既に生活保護を受給している世帯が新たにエアコンを  
購入・設置したい場合には対象外とされている。

さらに、昨今の物価高騰により、電気料金を気にしてエアコンの使用をちゅう  
ちよする世帯も少なくない。

よって、国におかれては、命を脅かす猛暑から身を守るための手だてとして、  
下記の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 生活保護世帯に対するエアコンの購入費用の支給条件を緩和すること。
- 2 生活保護制度において既に冬季加算制度が認められていることも踏まえ、夏  
季加算についても制度化を実施すること。
- 3 自治体を実施するエアコン未設置世帯に対する購入・設置費用助成に対し、  
必要な財政措置を講じること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 議案提出について

議案「災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年6月25日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者				
金沢市議会議員	稲	端	明	浩
〃	荒	木	博	文
〃	中	川	俊	一
〃	小	間	大	祐
〃	前	井	誠	一
〃	熊	野	盛	夫
〃	下	沢	広	伸
〃	栗	森	一	慨
〃	森	本	正	敏
〃	野	保	洋	人
〃	久			子

### 議会議案第9号

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

情報通信技術の進歩とそれに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも情報の入手や発信が可能となった。インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、事実とは異なる偽情報や誤情報が流されることもあり、適切な対処が必要である。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものである。令和6年能登半島地震においても、多くの偽情報や誤情報が発信され、現場は大変混乱した。具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても誰もいなかったというケースが多々あったほか、被災地の状況を知らせる画像においても、現場の実態とは全く違う、合成と思われる画像も拡散されていた。

災害はいつどこで発生するか分からず、特に発災直後は情報が錯綜する中で、被災者の命を救うためには一分一秒も無駄にはできず、救援活動を大きく阻害する偽情報や誤情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、国におかれては、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けて、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 次期総合防災情報システムの運用に当たり、迅速かつ正確な情報の収集と活用のため、国、地方自治体、指定公共機関及び民間企業が連携できる環境を整備すること。
- 2 I o Tセンサーやドローンを活用し、リアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備すること。
- 3 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーションについて、国民への普及を強力に推進すること。  
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 議案提出について

議案「不登校児童・生徒等の健康を保障するための制度充実を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年6月25日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者				
金沢市議会議員	高	務	淳	弘
〃	大	西	克	利
〃	山	下	明	希
〃	広	田	美	代
〃	熊	野	盛	夫
〃	玉	野	嘉	道
〃	森	尾	嘉	昭

### 議会議案第10号

#### 不登校児童・生徒等の健康を保障するための制度充実を求める意見書

文部科学省の調査結果によると、令和4年度の義務教育段階における不登校児童・生徒数は、全国で過去最多の29万9,048人となり、近年増加の一途をたどっている。

国においては、令和5年11月17日付通知「不登校の児童生徒等への支援の充実について」の中で、不登校児童・生徒等の早期発見・早期支援や学びの継続のための取組の方向性が示されるなど、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策——COCOLOプランの実践に取り組んでいるが、現状、不登校児童・生徒等が抱える健康リスクへの対応が不十分であると言わざるを得ない。

学校保健安全法第13条では、学校においては毎学年定期に児童・生徒等の健康診断を行わなければならないこととされており、また、学校保健安全法施行規則第5条では、健康診断は毎学年6月30日までにを行うこととされているが、不登校児童・生徒等の多くは、期日までに学校や学校医の病院で健康診断を受診できていないのが現状である。

また、学校医以外の病院での受診や6月30日以降に受診した場合には、自費での受診となることから、経済的な理由により受診できない場合が少なくない。

定期健康診断は、学校での生活のためだけではなく、子どもの心身の成長・発達と生涯にわたる健康づくりの礎として大変重要であり、受診できないことで疾病及び異常を早期に発見できなかつたり、虐待、自傷行為などのサインが見逃されてしまつたりすることがあつてはならない。

よつて、国におかれては、不登校児童・生徒等の健康を保障するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 不登校児童・生徒等の定期健康診断の受診状況の把握に努めること。
- 2 期日を過ぎた場合や学校医以外の病院においても、学校等での受診が困難な不登校児童・生徒等が健康診断を受診できるよう環境整備に努めること。
- 3 前項の環境整備に当たつては、学校現場や地方自治体の意見を踏まえるとともに、確実な予算確保に努めること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。